

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第21期）を実施します
～令和7年6月1日から7月31日の間のLPガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第21期）の申請受付を、
9月12日（金）から開始します。
今回の対象期間は令和7年6月1日～7月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第20期に続き、第21期（令和7年6月1日～7月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和7年9月12日（金）～11月6日（木）16時

3 支援内容

令和7年6月1日～7月31日の間における、LPガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

※令和7年8月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第20期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・令和7年8月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第1期～第20期（令和4年1月～令和7年5月分）の受付は終了しております。
- ・第18期～第20期に補助金を受領された事業者においては、第21期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5846-4709

※第1期～第20期と異なりますのでご注意ください。

（プレスに関すること）

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

本田、木下

TEL：052-952-8036